令和4年 第2回(定例)新 宮 町 議 会 会 議 録(第2日)

令和4年6月3日(金曜日)

議事日程(第2号)

令和4年6月3日 午前9時30分開議

日程第1 一般質問

通告1番 温水 眞 議員 1) 町債を縮減するための施策を

通告2番 大牟田直人 議員 1) SOSを出しやすいまちづくりを

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

通告1番 温水 眞 議員 1) 町債を縮減するための施策を

通告2番 大牟田直人 議員 1) SOSを出しやすいまちづくりを

出席議員(12名)

1番 安武久美子君

2番 温水 眞君

3番 末吉富美徳君

4番 濱田 幸君

5番 上畝地白馬君

6番 西 健太郎君

7番 大牟田直人君

8番 髙木 義輔君

9番 北崎 和博君

10番 横大路政之君

11番 松井 和行君

12番 牧野真紀子君

欠席議員(なし)

欠 員(なし)

事務局出席職員職氏名

議会事務局長 …… 井上 和広君 議会事務局局長補佐 … 桐島美佐子君

説明のため出席した者の職氏名

町長	長﨑	武利君	副町長 吉村 隆信君
副町長	福田	猛君	教育長 宮川 優子君
総務課長	太田	達也君	地域協働課長 片山 勇二君
政策経営課長	桐島	光昭君	税務課長 尾田 繁男君
住民課長	堺	好行君	健康福祉課長 山口 望美君
子育て支援課長	髙木	昭典君	産業振興課長 森 真二君
環境課長	安河内	內正路君	都市整備課長 西田 大輔君
上下水道課長	髙橋	忠久君	会計管理者 末永富士美君
学校教育課長	森	和也君	社会教育課長 桐島 聡君

午前9時30分開議

- ○議会事務局長(井上 和広君) 起立。礼。おはようございます。ご着席ください。
- **〇議長(牧野 真紀子君)** おはようございます。

配付の日程表により、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1. 一般質問

- ○議長(牧野 真紀子君) 日程第1、一般質問を行います。通告順1番から許可いたします。 通告1番、温水眞議員。 温水議員。
- ○議員(2番 温水 眞君) はい。それでは、ちょっと質問をさせていただきます。私、昨年の 3月にやりまして、ちょっと1年ちょっとできていないので、議会の活性化ということもありま して質問させていただきます。何分知識が豊富ではないので、単純な質問になろうかと思います けどよろしくお願いいたします。

まず、質問事項ですけども文言を読み上げます。

町債を縮減するための施策を、ということで、質問の要旨につきましては、本町の財政運営は 単年度ごとの決算は、歳入が歳出を上回り、健全な財政運営がなされていて、各指標上も特に問題はないと思います。しかしながら、近年の小・中学校の建設に伴い、地方債の残高は大幅に拡大しました。また、既存施設の長寿命化に伴う改修費などの維持管理費も継続的に見込まれる中で、今後、普通会計の町債現在高140億円を減らしていくための財政運営が必要だと考えます。そこで、次のことを伺います。一つ、本町の財政規模で、妥当な町債残高とはどのぐらいなのか。一つ、新宮北小学校、新宮東中学校建設にかかった各々の事業費とそれに伴う各々の町債発行額はいかがですか。一つ、財政シミュレーションでは、令和12年度に町債現在高約109億 円と試算していますが、より一層減らす必要があるのではないかと思います。公務員の定年延長もあり、今後も人件費は引き続き上昇していくと考えられる中で、経常経費をどのように削減していく考えなのか。一つ、第6次総合計画では、ふるさと寄附金の拡充とありますが、財政シミュレーションでは年間2億円と見積もられています。令和12年度までの歳入、歳出に対する今後の見通しについて、現段階での考え方はいかがですか。最後に、現在計画中の下府・湊地区地区計画、三代地区地区計画のほかに、計画されている多額の予算を伴う案件があるのかどうか。その辺を教えていただきたいと思って質問いたします。よろしくお願いします。

〇議長(牧野 真紀子君) 町長。

〇町長(長崎 武利君) お答えをいたします。

まず、1番目のご質問の「本町の財政規模において妥当な町債残高は」ということでございますが、一概に財政規模に対して、このくらいの町債残高という基準数値のようなものはございません。参考までに、町債残高により町の財政状況を示す数値としては、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づきまして、実質公債費比率や将来負担比率などがあります。実質公債費比率は、一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還の標準財政規模を基本とした額に対する比率で、早期健全化の基準として25パーセントが示されておりますが、令和2年度決算の新宮町の数値は7.4パーセント。また将来負担比率は、公社等も含め当該地方公共団体の一般会計が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する比率でございます。早期健全化の基準として350パーセントが示されておりますが、2年度決算の数値は59.8パーセントとなっており、基準値内となっております。

2番目の「新宮北小学校、新宮東中学校建設にかかった事業費とそれに伴う町債発行額は」とのご質問でございますが、平成28年及び31年に開校いたしました小・中学校の事業費及び町債発行額は、学童保育所まで含めた新宮北小学校の建設事業費が43億6,000万円で、その財源として、地方債を22億6,700万円充当しております。また、用地購入を含めた新宮東中学校の建設事業費は、40億5,200万円で、地方債は20億1,700万円となっております。

3番目の「町債の現在高をより一層減らす必要があるのではないか」というご質問でございます。令和2年度の財政シミュレーションにおける町債の現在高は、新規に発行する町債の額を令和3年度、4年度は実施計画に基づく額、5年度以降を7億5,000万円程度と設定をし、試算をした公債費を差引きして、各年度における町債の現在高を計上しております。あくまでも設定値ですので、例えば、新規に借り入れる額を毎年1億円減らしていけば、令和12年の町債の現在高もシミュレーションで計上した額より10億円少ない約99億円とすることができます。しかし、地方債には、単年度に多額の財源を必要とする事業について、これに係る財政負担を後

年度に平準化するという年度間調整や住民負担の世代間公平のための調整などの機能が備わって おり、また交付税による財政措置があるものもあるため、必要な事業を実施するためにも地方債 の現在高や単年度償還額等を考慮しながら、交付税算入率の高い地方債の活用を行い、健全な財 政運営を行っていくべきと考えております。議員が先ほどおっしゃられましたように、令和2年 度決算における普通会計の地方債現在高は約140億円となっておりますが、その中には、地方 交付税の振替分として発行されております臨時財政対策債が約47億円含まれておりますので、 臨時財政対策債を除いた地方債の現在高は93億円ということになります。近年では、国の補助 金にかわり、地方債において交付税措置されるものも増えてきております。このようなことも踏 まえ、繰り返しになりますが、地方債の発行については、交付税算入率の高い地方債を活用する こと、そして借入額が単年度の償還額を上回らないようにすることなどに留意しながら、将来を 見据えた持続可能な財政運営に努めております。また、経常経費については、人件費も含め、扶 助費、公債費と増加傾向にあり、経常収支比率も年々上昇傾向にあります。そのため、予算編成 に当たっては、職員一人ひとりが時代の変化や町民のニーズを的確にとらえ、全ての事務事業に ついて、コスト削減を図るよう努めております。併せて、公債費の増加に対応するために令和2 年度及び3年度には、減債基金への積立てを行い、4年度以降の公債費の増加に対応しておりま す。

4番目のご質問のふるさと寄附金については、第6次総合計画においても拡充していくように掲げており、現在も推進しているところでございますが、おかげさまをもちまして、平成28年度に約5億円だった寄附金も令和3年度には39億円を超えるほどとなっております。財政シミュレーションに計上しておりますふるさと寄附金の2億円は、収入ベースで算定しておりますので、寄附金ベースでは6億円弱での試算となっております。あくまでもシミュレーションですので、ふるさと寄附金に頼った財政運営にならないように2億円ベースで試算をしているところでございます。「令和12年度までの歳入、歳出に対する今後の見通しについての現段階での考え方は」ということですが、現段階においては、3月定例会時に財政シミュレーションでお示ししましたとおりでございます。財政シミュレーションにつきましては、毎年見直しを行い、随時修正等を行い、議員の皆様にご報告させていただいているところでございます。また、3年度決算や国の制度の改正などを加味し、令和4年度のシミュレーションを作成しましたら、ご報告をさせていただきます。

最後に、5番目のご質問の「今後の事業予定」ということでございますが、議員が言われておりますように、下府地区及び三代地区の土地区画整理事業がございます。併せまして、学校等の公共施設の長寿命化事業を随時実施していく必要があります。また、まだ具体的な計画はございませんが、今後はゼロ・カーボン宣言に伴う脱炭素への取組やDXの推進なども検討する必要が

出てくると考えております。以上でございます。

- 〇議長(牧野 真紀子君) 温水議員。
- ○議員(2番 温水 眞君) はい。ありがとうございました。確認の意味で、2つ、3つちょっと質問をしたいと思います。今、おっしゃられた地方債の140億の中に、47億、特例地方債というのが入っているということで、あまり私も詳しく分からないんですけど、この47っていうのは、実際は町の借金というか、そういうことではないということですかね。
- 〇議長(牧野 真紀子君) 町長。
- ○町長(長崎 武利君) はい。相島の離島振興法の相島事業に対する起債等があります。それが交付税で返ってくると。それとかまた消防の今、消防車とかいろいろこれも全部起債でですね、これも結局、交付税でかえるというようなこと、また社会資本基本計画の中でも一部交付税でかえるというようなこともありまして、健全な起債を今、使わせていただいているところでございます。
- 〇議長(牧野 真紀子君) 吉村副町長。
- ○副町長(吉村 隆信君) 少し補足をさせていただきます。先ほどのご質問が臨時財政対策債のお話47億の話だったと思いますので、臨時財政対策債といいますのは、交付税の原資の不足を補うために、将来の元利償還金を100パーセント交付税で措置するということで、国が交付税の基準財政需要額を算定した上で、地方に現金部分の交付税と臨時財政対策債に分けて交付しているものでございます。ですから、この分については交付税のかわりというような認識で差し支えないということと思います。ちなみに、今、臨時財政対策債が、先ほど町長がおっしゃられたそういったものの交付税算入額が元利償還金9億5,000万、4,700万のうちの5億6,00万ぐらいが交付税措置されております。ですから、実質的に一般財源を必要とする借金の返済に充てている金額っていうのは、その差引額ということになりますので3、4億ということが、実質的な借金の返済に充てている額ということになっております。以上です。
- 〇議長(牧野 真紀子君) 温水議員。
- ○議員(2番 温水 眞君) はい。どうもありがとうございました。糟屋郡のですね、6町じゃない、7町か。今、オレンジの資料に載っているように、地方債の残高を調べますと、うちが1番多いと。あとは70、80から100億ぐらいということで、そういう今、特例地方債の件は書いていませんので、どのぐらいなのかなということは一応、興味を持ちながら質問したんです。今、47億ですか。残りが93ということで、町の純然たるそういう債権というのは93億ぐらいという認識でいいわけですから、それは一つ、一応安堵したということです。

それとですね、今この学校の件ですけど、これは平成の元年度から30年ぐらい経っていますけど、大体人口って倍以上増えていますよね。それで、このデータを見ての話ですけど、例えば

小学校にしろ中学校にしろ、1学年でするとやっぱり500ちょっと人数がいて、学級を何学級にするかは別としてですね。やっぱりその学級数が足りないということで、当然、建設を小学校も中学校もされたということですね。それで、この前の6次計画で、30年後の人口予測、それから若年人口、0から14のそういうのを見ていると、12教室ぐらい30人学級としてですね、最低でも12教室。今後、多少なりとも開発がまだちょこちょこあるとすればですね、人口増の要因にはなりますので、これは投資と言っていいかどうか分かりませんけど、適切な建設、学校2つはですね、ということではなかったかなというふうに思っております。

それから、財政シミュレーションの話ですけど、平成元年度のですね、令和元年度です。30ちょっと前ですね、比較すると、さっきもちょっと申し上げましたけど、30年間で人口は2.16倍、地方税が2.7倍、義務的経費はおよそ3.2倍、うち人件費が1.5倍、人件費は伸びてはいるけど、世間標準の民間とかと比べますとそこまで伸びてはないと。ただし、やっぱり、団塊世代の定年の問題もあると思いますけど、扶助費が20.7倍ということで、むちゃくちゃ伸びているんですよね。これは町だけに限らず、日本全国全てのことなんで、扶助費のことは別としてですね。物件費もやっぱり6.4倍という形になっています。元年度の実績を見てみますと、30年前と比較して何かということを思われるか分かりませんけど、歳出の中では物件費の構成比が非常に1番高くて27.2パーセントぐらい、歳出の中でですね、物件費が。仮に、経常経費の削減ということを図っていかれるんであれば、人件費とか扶助費とか公債費の義務的経費はちょっとこれは扱えませんので、物件費の歳出削減が必要ではないかと思うんですけども、その辺はいかがお考えでしょうかということです。

- 〇議長(牧野 真紀子君) はい、吉村副町長。
- ○副町長(吉村 隆信君) はい、お答えします。物件費のほうは、一つ一つの年で見ますと、ふるさと納税の返礼品とか委託料とか、その辺が物件費というところで仕分されておりますので、40億近いふるさと納税の、そのうちの6割近い55パーセントぐらいが、そっちのほうに物件費に仕分けされますと、物件費っていうのは非常に跳ね上がるということでございますので、そこのところはちょっとこの数字だけでは、ということで物件費は当然、それを除いたところで財政シミュレーションつくっていますので、その財政シミュレーションの物件費を見ていただければ大体平準化された物件費になっているかと思います。以上です。
- 〇議長(牧野 真紀子君) 温水議員。
- ○議員(2番 温水 眞君) 今、副町長おっしゃられましたようにね、それは一応私も把握してるんですよ。それで仮に24億、この物件費があるとすれば、半分が半分ちょっとが委託料ですよね、納税のね。ここ2、3年のそれを除いた物件費の動向を見てますと、11億から12億ということであまり上がってはないんです。それはもう十分わかっています。ただですね、物件費

の中で7割占めている委託料、半分が納税の委託料とすれば35パーセントがほかの委託料なんですね、いろんな。それで、私も民間出身なので、いろんな業務というのは、こういう公共団体の専門的な業務は別としてね、ある程度は分かるつもりなんですけども、委託をしているものについては、やっぱり単純作業もあると思います。ただですね、業務の内容によっては非常により専門性を伴うものもありますし、マーケットの中ではやっぱりコンサル業務というのが非常に拡大しているというのもそうだと思うんですけども、やっぱり前回ちょっと予算委員会のときでも申し上げたんですけども、既存の単年度の契約というものが、いろんな業者があると思うんですね、全部じゃないですよ。で、中には契約の年数を単年度から長期契約3年なり5年にして、コストを5パーセントなり1割なり下げるとかね。それとか、あと昨日も話題になっていました自治体のDX、このデジタルトランスフォーメーションとかね、この辺の活用によってやっぱり人員の削減というか見直しということも多分できると。それから、業務改革というのも当然これはできると思いますので、その辺を考慮すれば、委託をしないで実際、町の職員さんでできる業務があるんじゃないかなというふうな気がします。それで、その辺の業務の内容の見直し等を考えているのかどうかということをお伺いしたいと思います。

〇議長(牧野 真紀子君) 政策経営課長。

〇政策経営課長(桐島 光昭君) はい、お答えいたします。議員質問をされているとおり、物件 費、人件費等を減らすためには、職員の業務の見直しも必要だと思います。先日お話しておりま す自治体デジタルトランスフォーメーションをやることの中で、業務の見直しも含めて考えるよ うにしております。今、職員、業務を行っておりますが、それが本当に必要な業務なのかどうか ですね。ずっと長年、慣例的にやってきた業務をただやっているだけの職員も中にはおろうかと 思いますので、本当にそれが法的に必要な業務なのか、あるいはそれは法的には必要なことでは ない業務なのか。では、その中でやはりこの業務は法的には必要ないけど、町民の皆さんにとっ て必要な業務なのか、そこまで必要ではないのかというふうな見直しをそれぞれの課において見 直しをするように今年度、計画をしているところです。それに基づいて、この業務は人がやるの ではなくて、先ほど温水議員がおっしゃいましたデジタルトランスフォーメーションを導入して、 デジタル化してですね、簡素化、人手をとる仕事から機械に任せるような仕事にも変えることが できるのではないかというふうなことも勘案しながらDXを進めていこうと考えております。で すので、その中では特に委託のお話されていましたけれども、ここは本町の中でやるのじゃなく て委託に出したほうがいいよねというふうなものも出てこうかと思いますので、そういった仕事 の割り振りを、今1度もう、棚卸しといってやるように考えておりますけれども、1からゼロベ ースでやろうというふうに考えているところです。以上です。

〇議長(牧野 真紀子君) 温水議員。

○議員(2番 温水 眞君) はい、よろしくお願いします。

もう1つですけど、この財政シミュレーションを拝見させてもらうと、10年間で10年後の 地方税っていうのは、一応、伸び率100パーセント、この財政シミュレーションはあくまでも 非常に堅くみていますので、これはもう、どんな所でもそうですけど、それで100パーセント ということですね。寄附金も100ということですが、前回、町長のほうが歳入を拡大するため には企業誘致、それとか、それに伴う雇用の創出で歳入拡大も考えられるということをおっしゃ られてましたけども、寄附金が今、40億ありますので、これを前年を維持していくというふう に考えれば、このシミュレーションは大幅に変わっていくと思うんですよ。先般、協会と2月に 座談会をやったんですね。その中で、理事の方で農業の方が、何人か農業者がいらっしゃいまし たけど、米の農家それからイチゴ、もう1つ何かありましたけどね、非常に頑張っておられるな というふうに感じました。それで、この事業に対して期待もすごくされているなと。昨日もちょ っとサツマイモの話が副町長のほうからありましたけど、非常に頑張っておられるというのを感 じました。その中で、要望みたいなことで、事務局のほうから農水産物の加工施設、そういうの がもうぜひ欲しいと。スペースについては、私がちょっとうる覚えかも分かりませんけど、1万 平米ぐらいのことを言われたような気がするんですが、今度、新しく移転するところの前に、そ ういうふうなことも考えられるというのを1年ぐらい前に聞いたと思うんですけど、この辺につ いては、町としてどういうふうに、例えば、そういう施設をつくって貸し出すのか。そういうこ とを含めて、ちょっと私があまりその辺が分かっていないので、どういうふうにお考えかという ことをちょっとお伺いしたいと思います。

〇議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。令和2年度に出しました財政シミュレーション、これ見ていただきますとですね、結局、10年後の12年、基金残高が24億ですね。これが数年前、まだ学校建設等がないときは、当初の基金が24億円ぐらいで、10年後はゼロっていうような財政シミュレーションで議会等で出させていただいてきたと思います。それが現在、このように基金残高が今50億で、今年は60億ぐらいになるんじゃないかという状況でございます。そういった中で、今、農業振興につきましてはふるさと納税関係でイチゴ、または立花ミカン等、柑橘類、非常にこれ活用させていただいて、この今、新宮町の農地の在り方、荒廃農地等もありますのでこの農業振興をどう新宮町でやっていくかということで、これからもちろん行政、そしてJA粕屋ですね、それにおもてなし協会も入れまして、これからの農地の在り方、活用の仕方ですね、そういったことをしっかりと計画を立てていかなければいけない段階にきているなと思っております。まだこうします、ああしますというところまで報告する段階じゃございませんが、そのところまで今きている状況でございます。

- 〇議長(牧野 真紀子君) 温水議員。
- ○議員(2番 温水 眞君) 最後にしようと思っていますけど、昨日の会合で、ふるさと納税の 最終的な3年度の末の数字が39億8,000万だったですかね。アバウトですよ、アバウトで 100万単位で。ポータルサイト、それから公金システム、この辺のものを合わせまして、特例 申請っていうのは数字が入っていませんけど、あれがもともと1,000万で見てありましたの で、20億で1,000万。40億にすると2,000万ですよね。ちょっとそれが下がるんじゃ ないかというふうに僕は思うんですけど、その辺を含めますと64.35ですか、委託率ってい うのが。委託率というか経費率がですね。そうすると、35パーセントぐらいの利益という言い 方がいいのかどうか分かりませんが、純然たるですね。14億ちょっとぐらいということなんで すよ。だから、今、協会のメンバーもすごく頑張っております。その辺の投資の問題さえ解決で きれば、委託率というのを一遍にはできないかも分かりませんけど、要するに改善、町にとって 改善をしていくということが可能であるというふうに思っていますので、その辺を当然、私はい ろいろ言う前に分かってあることですから、なるべく早い段階で実行できるように、そして農水 産業者の役割にできるようにお願いしたいなというふうに思っています。

以上でございます。ありがとうざいました。

O議長(牧野 真紀子君) 通告2番、大牟田直人議員。 大牟田議員。

O議員(**7番 大牟田 直人君**) おはようございます。7番議員の大牟田です。

SOSを出しやすいまちづくりをということで質問させていただきます。近年、いじめ、自殺、児童虐待、体罰、DV等、不幸な事件が報道されています。直近でも話題に、高校では体罰とかが話題になっていましたけど、そういう事件が報告されています。これらのことから町民を守るためには、地域、学校、家庭が一体となって、SOSを出しやすいまちづくりをしていくことが不可欠であると思います。これらに対応するため、SOSの出し方や受け方、受け止め方の教育を行うことが重要だと考えています。特に子どもは成長の過程にあり、特別な配慮が必要であるため、子どもの権利条約の第12条に記されている意見を表す権利を広く周知し、日頃から子どもが自分の思いを表明できるまちをつくることが大切であると考えます。

そこで次のことを伺います。SOSの出し方や受け方教育の充実が大切だと考えますが、現状及び今後の取組はどのように考えられていますでしょうか。2つ目。子どもたちが日頃から自分の考えを表明できる町、SOSを出しやすい町をつくると、全ての人がSOSを出しやすい町につながると思っています。そのような町にするために、子どもの声を聴き、子どもの権利を守る「子どもアドボカシー」の考え方を町民に広げることはできないでしょうか。

以上、お伺いします。

- 〇議長(牧野 真紀子君) 教育長。
- **〇教育長(宮川 優子君)** はい、失礼いたします。1点目のご質問にお答えをいたします。コロ ナ禍における生活環境の変化、そして社会全体に生活の不安要素が広く陰を落とすようになった 現状において、成長期にある子どもたちの心の育ちをどう担保するのかということ。そのことに つきまして、本町におきましてもコミュニティスクールの推進など、各学校、家庭、地域の連携 のもとに、これまで以上に相談体制の整備、また充実に努める必要があるというふうに考えてお ります。今回、ご質問いただきましたSOSの出し方に関する教育につきましては、困難な事態、 強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身につけるための教育として、これは自殺 予防教育の柱の一つに位置づけられております。本年3月には、文部科学省からの通知「児童生 徒の自殺予防について」をもとに、悩みを抱えた児童生徒等の早期発見、教育相談等の継続的な 支援など、各学校における重点的な取組を本町においても進めてきたところです。特に、不安や 悩み、ストレスへの対処につきましては、これは学習指導要領において、小学校の高学年段階か ら高等学校段階に至るまで、体育科や保健体育科の中で指導すべき内容として示されておりまし て、各学校では年間を通して、命の大切さを実感できる取組や心の健康の保持に関する内容など、 保健の授業等をはじめ、各教科等の特性に応じて計画的に指導しているところでございます。ま た学校においては、SOSの出し方、受け方教育の前提として、日頃から自分の大切さとともに、 他の大切さを認めることができるような、いわゆる人権感覚の育成、そして学級の指示的風土づ くりが重要であるというふうに捉えております。児童生徒からの悩みや相談を広く受け止めるこ とができるよう、全小中学校で相談ポストの設置や生活アンケートの実施、またスクールカウン セラー等による教育相談をはじめ、24時間子どもSOSダイヤル、子どもの人権110番など、 相談窓口の周知等にも取り組んでいるところでございます。今後も児童生徒の状況を的確に把握 し、心の健康問題に適切に対応できる体制づくり、そして安心してSOSを出すことができる環 境の整備に取り組んでまいりたいと考えております。以上でございます。
- 〇議長(牧野 真紀子君) 町長。
- ○町長(長崎 武利君) 2番目の「子どもの声を聴き、子どもの権利を守る子どもアドボカシーの考え方を町民に広げることはできないか」というご質問でございますが、子どもアドボカシーとは、子どもの意見表明をサポートする活動と認識をしております。現在、本町では子どもの権利を守る対策として、要保護児童対策地域協議会を中心に、保育所や幼稚園、各学校に併せ、社会教育においては、家庭教育の支援を行う事業所など、様々な関係機関と密に連携をしまして、児童虐待等の早期発見、早期支援に努めているところでございます。今日までの子どもを取り巻く環境は、以前に比べると大きく変化をしてきており、近所に相談する人がいない、新住民やひとり親家庭が増加してきていることなど、世帯で抱える問題も多種多様、複雑化をしております。

また、世帯の問題は、プライバシーに関わることも多いため、表面化し難いこともあって、第三者が関わることが非常に難しく、個人情報保護の関係等もあることから、行政としても対応に苦慮をしているところでございます。また、子どもが自分の考えやSOSを出しやすい環境づくりにつきましては、地域での見守り活動や教育・保育の現場におきまして、まずは子どもとの信頼関係を築くことが前提であり、その結果として、子どもの本音を聞き出せるものと考えております。現在、本町において、通報等により判明した虐待等の事案は、学校や児童相談所、警察などと連携を図りながら、事実確認や早期対応に努めておりますが、さらに、児童相談所に設置された虐待対応ダイヤル189の周知を図りつつ、見守りの強化につなげてまいりたいと考えております。子どもアドボカシーの考え方を広げることにつきましては、当然、子どもの権利を守っていく上では、必要なことと捉えており、本町といたしましても、要保護児童対策地域協議会の組織に地域の民生委員・児童委員さんや福祉委員さんもおられますので、地域でのコミュニティ強化のためにも、この協議会を中心に啓発・育成方法等について検討してまいりたいと考えております。以上でございます。

〇議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) はい。今ですね、教育長、最初のほうです。教育長のほうから 各教科を通じて、命の大切さとか、SOSの出し方、自分の大切さとか、ほかの人の大切さだと か、そういうことを伝えているという話と、あとSOSダイヤルだとか、子どもの110番だと かを周知しているという話がありました。そういう窓口がしっかりあるということは、非常に大 切なことだと思うので、それを子どもたちが知っているというのも非常に大切だと思います。た だですね、SOSを出せない、助けてって言えないっていうのは、子どもだけじゃなくて、町中 っていうか、社会中にそういう状態があるなと感じています。助けてと言えない人が多い、例え ば先日の「しんぐるっと」の中でも高齢者の人たちがなかなか助けてと言わないんですよってい う話があがっていました。助けられ上手になってほしいという話が出ていました。また先日、N HKスペシャルで放送された「ヤングケアラーSOSなき若者の叫び」という番組の中では、ヤ ングケアラーの多くの人が助けを求めないという話があっていました。何でその助けを、支援の 窓口があるのに、なぜ助けを求めないのかなと考えたところですね。私たちは幼少期の頃から、 人に迷惑をかけるなという教えを教わってきたなと思っています。でもですね、無理なんですよ ね。人は誰にも迷惑かけずに、1人で生きていくことなんてできない。ということで、人に支え てもらいながら、また人を支えながら、お互い支え合いながら生きていく。こういう世の中が必 要じゃないかなと思っています。助けが必要なときに、助けてと言っていいんだよ、SOSを出 していいんだよということを子どもの頃から伝えていくっていうことは、非常に大切じゃないか なと思っています。また先ほど言った先日のNHKスペシャルでは、助けてという言葉のインフ

ラをどう興すかっていうことを言われていました。こんにちは、さよならのかわりに、助けて、 ありがとうみたいなですね、また今度ね、みたいなそんな社会をつくったほうがいい。助けると 言いやすい社会ですね、という話をされていました。昨年度発表されたアンケートの結果をちょ っと紹介したいなと思います。国立成育医療研究センターによる「コロナと子どもアンケート」 っていうアンケートで、全国の子ども924人、保護者3,705人、計4,629人の方に協力 いただいたアンケートの結果です。この中で、小学校4年生以上の子どもの6パーセントが、ほ とんど毎日、自殺や自傷行為について考えたと回答した。というアンケートの結果、すごい衝撃 的な数字だと思います。まさに今こそ、SOSの出し方、受け方をみんなが学ぶ必要があるんで はないかなと感じています。それとSOSの出し方、受け方、どういう教育がいいのかなって、 いろいろ調べたところ、久留米市の事例、これがすごくいい取組だなと思ったので紹介したいと 思います。久留米市では、市立の小学校、中学校、高校でSOSの出し方教育、受け方教育が実 践されています。小学校と中学校では担当課が違いまして、小学校はこども未来部家庭子ども相 談課、中学、高校は保健所が担当部署になっています。担当の方に電話をしてお話を伺いました。 小学校は令和3年度より、昨年度よりですね、教職員と4年生で実施しているということです。 教職員のワークショップと4年生のワークショップですね。何で、どういうきっかけでこれ始め られたんですかって聞いたら、コロナ禍で児童虐待が潜在化しているんじゃないかということで、 子どもがSOSを出す力をつけてもらおうということで始められたってことです。内容は小学生 については、以前、本町でも行っていましたCAPの子どもワークショップですね、これが行わ れています。それで、成果はどうでしたかっていう話を聞いたところ、子どもからSOSの発信 があって支援につなぐことができたという、何件かあったそうです。ということを聞きました。 また教職員からは、子どもたちの話を聞く大切さが分かったという、すぐ取り組めるならやって いきたいといった感想があったとのことです。中学校、高校、こちら保健所のほうに電話をして 聞きました。お忙しい中、対応していただきました。中学校と高校では全教職員と2年生を対象 に実施されています。全教職員は毎年実施しているということです。平成30年から、文科省の 通達が平成30年に、文科省の通達で都道府県と指定都市に対して通達が出ています。平成30 年1月23日、児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合などにお ける対処の仕方を身につける等のための教育の推進についてという通知が出ています。これの通 知を受けて始まったとのことです。思春期の変化について、ピアサポート、仲間のサポートです ね。だから、子どもたちが、先ほど子どもワークショップ、CAPのワークショップもそうです けど、子どもたちが友達のSOSを聞くと聞き方ですね。その支援の仕方とかですね。そういう ことについて、また寸劇やロールプレイですね。中高生の場合は、恋愛関係のパートナーとのコ ミュニケーションの仕方ですね。率直なコミュニケーションの仕方ですね、アサーティブとか言

いますけど、そういうコミュニケーションの仕方とか、SOSの出し方、そんなのを学んでいるとのことです。生徒からは、誰かに何かあったら相談しようと思いましたとかですね。コミュニケーション、友達のSOSを聞くときに、犬のように聞こうとかいう、そういうことを教えられていますので、そのアドバイスしないとかですね、そういうことを感じましたということ。あと、先生からは具体的に生徒への声のかけ方が分かったといった感想が聞かれているとのことです。そして、子どもたちだけじゃなくて、社会全体がそういうSOSの出し方、受け方を学ぶということが大切だと思うんですよ。久留米市の場合は、平成30年度にSOSの出し方教育を中学校で実施し始めたときに、市の広報誌に4ページにわたってSOSの出し方教育、受け方教育の内容を広報されています。こうすることで、子どもたち、教職員の皆さん、そして地域、町全体ということが、そういうSOSの出し方、受け方をしっかり学ぶことができるんじゃないかなと思います。ぜひ新宮町でもこういったSOSの出し方、受け方教育について、こういう外部の団体とかも活用しながら、町民、先生、学校、家庭、そういうところが学べる機会をぜひつくっていただきたいなと思いますが、いかがでしょうか。

〇議長(牧野 真紀子君) 教育長。

〇教育長(宮川 優子君) はい。SOSの出し方、受け方教育、やはり子どもの命を守るという 意味では非常に大事だというふうに思っております。先ほど申し上げましたように、そのSOS の出し方、受け方を教育の前提として日頃から学校生活がどうあるべきかというところにつなが っていくというふうに思うんですけども、やっぱり何でも安心して相談できる環境、そこが1番 じゃないかなというふうに思っております。本町で今取り組んでおりますが、もうご承知のとお り、心の教室の相談員を配置しておりまして、特に4月、5月の状況を見てみますと、小学校で は延べ178名の子どもたちが心の教室に来室して、利用している。中学校も延べ126名とい うことでございます。この心の教室につきましては、深刻な問題、課題を抱えているお子さんだ けではなくて、ちょっと行って話をしてみようかなというお子さんも含めてということではあり ますけれども、日頃からやっぱり何かあれば聞いてくれる、担任の先生だけではなくて、大人が 学校にいる、保健室に行けばまた養護教諭の先生が聞いてくれる、そうやって支えてくれる友達 がいる、そういった環境にまずあるということが1番だというふうに思いますので、本町で取り 組んでいるのはまずそういったところです。だから心の教室、それからスクールカウンセラーも もちろんそうです。それぞれスクールカウンセラーが週に1回は各学校回って、教育相談等もし ていますけども、これも小学校、中学校で4月、5月で30件以上、対応はそれぞれの学校でな されているということですから、こういったことを日々、重ねていく中で、子どもたちが安心し て相談できる環境という部分に気づいてほしいなという部分と、あと学校だけではなくて、ご家 庭においてもしっかりと連携をとりながら、子どもたちを見守る体制をつくっていきたいという

ふうに思っております。冒頭コミュニティスクールの推進も申し上げました。なかなかコロナ禍で思うような当初想定していたような取組ができないような状況もありましたけど、今後、子どもたち、地域ぐるみで子どもを育てるっていう意味で、しっかりまたここも本年度、力を入れていかなければいけないし、やはり子どもたちの心の育ちをどう見ていくか、地域ぐるみで見ていくかという部分は非常に大事なことになっていくというふうに思いますので、とにかく日々の取組を大事にしていきたいなというふうに思っているところです。

- 〇議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。
- **〇議員(7番 大牟田 直人君) 今、地域ぐるみでっていう話がありましたけど、まさに子ども** のSOSを受けるのは、学校の先生、保護者だけじゃなくて地域っていうところもあると思うん ですけれども、そこで受け方っていうのが非常に大切になってくるんじゃないかなと思っていま す。例えば、先ほど自傷行為を考えたのが6パーセントという話をしましたけど、一説によると、 10パーセントの子どもたちが自傷行為をしたことがあると言われています。児童生徒のですね。 その中で、例えば自傷行為をした場合に対応の仕方として、もうあなたが傷つくと私も悲しいわ とかいう対応はNGだそうです。これなぜNGかというと、そう言うとSOSを発せなくなるそ うです。なぜかというと、自傷行為をするのはしたくてしているわけじゃなくて、しないと駄目 な精神状態になっているからしているわけですよね。それで、相手を悲しませたくない、聞いた 人を悲しませたくないという思いが先に立って相談ができなくなる。そういうことで、先ほど言 ったようなあなたを大切にしてとかですね、あなたが悲しむと私も悲しいわとか、それはNGだ そうです。そういうコミュニケーションのやり方とか、聞き方というのは、やっぱりいろんなそ ういう経験豊富な人たちから学ぶ必要があるんじゃないかなと思っています。今、取り組んでお られることをしっかりやりながら、また先ほど久留米市の事例を紹介させていただきましたので、 1度中身を調査していただいて、検討していただくことが可能か、検討していただくっていうこ とはできないでしょうかということをお伺いします。
- 〇議長(牧野 真紀子君) 教育長。
- ○教育長(宮川 優子君) はい。説明申し上げましたように、本年度、特に生徒指導、それから特別支援教育、そこを重点にしっかりと各学校取り組んでいこうということで、かがやきプランもお示ししております。特にその生徒指導を進めていく中で、いろいろ先ほど久留米市の例も紹介していただきましたけど、いろんな対応の仕方等もあるというふうに思いますので、そういったところも含めて研修を重ねていくという部分と、あと中学校区ごとに課題を整理しながらしっかりと連携した取組を進めていくというところ、言われましたように研修という部分は非常に引き続き、今年度も大事に取り組んでいきたいというふうに思っております。
- 〇議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大牟田 直人君) 私が1例として久留米市の例を出しましたけど、いろんな事例 があると思いますので、いろんな事例を踏まえて。今、コロナ禍でこういう状況で、子どもたち が先ほど久留米市の事例を出したときに、児童虐待が潜在化しているんじゃないかという話をし ましたけど、SOSを出せないで苦しんでいる子どもたちっていっぱいいると思います。また、 それを子どもたちに、ピアサポートの仕方とかを伝えることで、自分が人を傷つける側にもなら ないとか、そういったことにもつながると思いますので、ぜひいろんな事例を検討していただいて、新宮町のSOSの出し方教育というのをしっかり確立していただきたいなと思っています。

次にいきます。子どもアドボカシーについて、先ほど町長のほうから民生委員、児童委員、福祉委員、要対協等ですね、啓発、育成について考えていきたいという話を伺って非常にありがたいなと思っています。子どもアドボカシーについて、ちょっと説明させていただきたいなと思います。書画カメラをお願いします。

[書画カメラの映像を投映する]

〇議員(7番 大牟田 直人君) 子どもアドボカシー、子どもも権利の主体者として扱うことは 当然であるということで、子どもは急速な発達途中なので、何らかの支援が必要である。その支 援の一つである意見形成支援、意見表明支援のことを子どもアドボカシーと呼びます。あらゆる 大人の責務ということです。簡単に絵にしてみました。子ども、いろんな情動とか感情とか意向 とか感想とか意見とか、そういういろんな意見を持っていますけど、それを形成支援、子どもっ て、まだ特に小っちゃい子どもとか言葉も未熟ですので、それを聞きながら、その意見を形成す る支援をしたりとかですね、意見を表明する支援をして声を届けるっていうところですね。要は、 比喩的にマイクに例えられます。アドボカシーですね。子どもの声を大きくして、いろんなとこ ろに届けていくっていう。それが、子どもアドボカシーですね。子どもの権利条約第12条です ね。これ日本も批准している国連の子どもの権利条約ですね。「締結国は、自己の意見を形成す る能力のある児童が、その児童に影響を及ぼす全ての事項について自由に自己の意見を表明する 権利を確保する。この場合において、児童の意見は、その児童の年齢及び成熟度に従って相応に 考慮されるものとする。このため児童は、特に自己に影響を及ぼすあらゆる司法上及び行政上の 手続において、国内法の手続規則に合致する方法により、直接または代理人もしくは適当な団体 を通じて聴取される機会を与えられる」という、これが子どもの権利条約に記されています。こ れは私たち日本も批准していますので、私たちの大人の責務であると感じています。この権利条 約の権利を行使する、支援する、これが子どもアドボカシーじゃないかなと思っています。アド ボカシーって、誰が行うのっていうことですけど、アドボカシージグソーっていう考え方ですね。 これ本当は、ジグソーパズルのように、かみ合っている意味なんですけど、ちょっと私がつくり きらなかったので丸になっています。いろんな人が、まず本人が行う。本人が自分で自分の意見

を表明するセルフアドボカシー、これができるようになるというのが1番ですね、1番です。自 分で自分の意見を伝える、SOSを伝えるっていうのが1番です。それを支えるというか、フォ ーマルアドボカシー、これ専門職の方ですね。児童相談所職員、施設職員、教員等。インフォー マルアドボカシー、これも市民、親とか、養育者、親戚、近所の人など、家庭や地域ですね。ピ アアドボカシー、これ仲間ですね。友達だったり、先輩だったり、そういうことですかね、にな るかと思います。そして独立アドボカシー、アドボケイトって言われる子どもたちに話を聞く。 アドボケイトっていう子どもたちに話を聞く専門、専門とかそういう方ですね。独立アドボカシ ーということで、いろんなところ、学校だったり、施設だったり等から独立した人が行って話を 聞いて、その子どもの思いを伝えるという、これが独立アドボカシーと言われるものです。それ ぞれの立場が補完し合いながら、子どもたちの意見を聞くっていうのが大切になっていきます。 子どもアドボカシーの6原則ですね。エンパワメントというのは、力を与えるだとか、自信を与 えるだとか、そういう感じかなと思います。子どもたちが自分で意見を表明できるという力を与 える。例えば権利意識、さっき言った子どもの権利。あなたたちはこんな権利があるんだよ、意 見表明していいんだよっていうところですね。なったりとか共感したり、連帯したり、信頼した りというところですかね。子ども主導ですね。子どもがどうするか選択するってことですね、子 どもが、要は子どもから意見を聞いて、表明、支援するんですけど、子どもが大人に言ってほし いのか、自分で言いたいのか、それも子どもが決めるってことですね。これが子ども主導ですね。 独立性ですね。先ほど言いました独立アドボカシーの話ですけど、児童相談所や施設、学校など から独立しているということになります。守秘ですね。子どもから聞いた内容は、子どもに無断 で人に伝えないってことですね。だから、例えば、子どもから聞いた内容で、子どもが嫌だと言 っても、それは警察に伝えないといけないことだったりとか、そういうことがあると思います。 そのときは、絶対子どもに伝えるよっていう話をしてから伝えるということですね。平等ですね。 障がい児や乳幼児を含む、要は言葉がうまく発せない人たちからも平等にアドボカシーを行うっ ていうのが平等ですね。子ども参加。これ非常に重要だと思います。子どものいないところで、 子どものことを決めない、話さないってことですね。これ非常に重要な子どもアドボカシーの原 則になっています。

[書画カメラの投映を中止する]

○議員(7番 大年田 直人君) 今、子どもアドボカシーをめぐるというか、現状としては、今、国会で審議されています改正児童福祉法の中で、児童相談所等は、入所措置や一時保護等の際に、児童の最善の利益を考慮しつつ、児童の意見、意向を勘案して措置を行うため児童の意見聴取等の措置を講ずることとするという感じですね。都道府県は、児童の意見、意向表明や権利擁護に向けた必要な環境整備を行うということで、このアドボカシー、アドボケイトのそういう場合は

アドボケイトが話を聞く。独立したアドボケイトが話を聞くっていうのが、今進められていると ころです。また福岡市では、国のこれに先立って、2022年度、今年度から虐待で保護された り施設や里親のもとで暮らしたりして、自分の気持ちを大人に言い出せない子どもをサポート事 業に乗り出すということが、2月の西日本新聞で報道されています。アドボケイトが定期的に子 どもを訪問して、本音を聞いて、施設職員や里親に伝えると。こういうのが、福岡市のほうでは 今年度から実施されているというところです。ただですね、これアドボケイトっていう施設とか、 そういう里親のところとかに、アドボケイトっていうのが行くんですけど、その人たちだけが行 うべきものではないと思っています。例えば、子どもの意見ですね、大人がよかれと思って子ど もの意見を聞かずに自分たちで決めてしまったりだとかですね、また、話しづらいことを抱えて いる子どももいると思います。子どもにとっては、話しづらいことを抱えていて、私が悪いんだ と思ったり、自分は嫌われているとか思ったりしてSOSを発することができない、そういう子 どももいると思っています。だからこそ、子どもには権利がある、子ども権利条約第12条の意 見表明に記されているということを子どもたちに伝えていく、また大人にも伝えていく。これが とても重要じゃないかなと思っています。子どもたちですね、身近な人に話したい、でも話せな いということがあります。それは先ほど教育長も言われましたけど、地域だったりとか、いろん な人たちが子どもたちの意見を、子どもにはこんな権利があるんだ、子どもの意見を聞こうとい うことですね。意見を聞ける、そういう町になっていけばいいかなと思っています。子どもたち は、いざというときだけに相談するというのは無理なんですよね。普段からちょっとしたこと、 意見を言う、そしてマイナスの意見も言える。例えば、何ですかね。ちょっとマイナスな意見。 ここで言うのはなんなんで、いろんなこと。マイナスなこと。しにたいとか、あいつなんかしね ばいいとかですね、そういうことを言ったときにも、私たちは、子どもの意見表明、子どもの意 見を聞く、話してくれてありがとうね。そういう気持ちなんだねって聞くっていう、そういうこ とを繰り返すうちに、子どもたちはSOSを発することができるんじゃないかなと思います。ま た自分には意見を言う権利があるんだということを子どもたちが自分で思う、それが子どもたち が意見を発することができるようになるんだと思っています。そのためには、町民全体がそうい う子どもの権利条約第12条に記された意見表明権、そしてこういう子どもの意見をみんなが聞 いて、伝える。こういう考え方をみんなで、先ほど言われましたけど、もちろん民生委員、児童 委員、福祉委員も含めですね、みんなで共有することによって、そういう子どもたちがSOSを 出しやすい町、また子どもたちがSOSを出しやすい町は、ひいては、大人もSOSを出しやす い町につながっていくと思いますが、町長、見解をお願いします。

〇議長(牧野 真紀子君) 町長。

○町長(長崎 武利君) はい。新宮町も人口が増えてきましてですね、本当に残念ながら、そう

いった虐待等の問題も課題も出てきているようで、先ほど報告しましたように、行政のほうも大変苦慮をしている状況もございます。そういった要保護児童対策地域協議会の中でもいろいろな議論、また児相等のいろんなアドバイスを聞きながら対応させていただいております。ただ、やはり子どもさんが、親に対して、親から虐待を受けた場合、やはりそれを他人に話すること自体がもうできていない。これはもう当然やないかなと思います。親以上に信頼がないと、ほかの周囲の人に相談とかですね、なかなか出来ない。ただ、その家庭の事情等は先生方がやはり把握してきておられる。ただ、家庭にやはり対応は、学校の先生方ができるんじゃないかなと。ただ一般に言いました民生委員さんとか、家庭に入るっていうところはなかなか難しいみたいでですね。学校の先生と、そういった民生委員さんと、また協議会のメンバー等がやはり連携をしながら、そういった対応にこれから先ですね、また先生ばっかりに負担をかけないで、やはり地域でそういった家庭を見守るとか、そういったことをやはりこれから先、しっかり連携を取ってやっていかなければいけないのかなと思っております。いいでしょうか。

〇議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。

○議員(7番 大年田 直人君) SOSを出せないっていう時に、今SOSがある子がSOSを出せないっていう場合ももちろんあると思うんですけど、いつSOSが訪れるかって分からないですよね。いつ助けてと言わなきゃいけない状況になるか分からないですよね。だから、そういったときにSOSを出せるように、日頃からしておくっていうのがものすごく大事だと思っています。それで、そのためには、まず、言っていいんだよと、あなたたちには権利があるんだよ、子どもたちには権利があるんだよということを町民全体で共有する、その思いを共有するということが大切じゃないかなと思っています。そのために、その子どもアドボカシーという考え方を、子どもの権利条約第12条の権利をしっかり伝えて、そういう考え方がありますよということを広く周知することで、そういう土壌というかですね。今の支援という話じゃなくて今後、その子たちが大人になってからということも含めて、また社会で今、支援を必要としている人の勇気とか、そういうのにもつながっていくんじゃないかなと思います。そういう意味で子どもアドボカシーという考え方を町民に伝えることについてどう思いますかということをもう1回お伺いします。

〇議長(牧野 真紀子君) 教育長。

○教育長(宮川 優子君) 今、子どもアドボカシーについていろいろと説明をいただきましたけど、このアドボカシーにおける子どもの声を聞くとか、あるいは権利、子どもの権利を守る、あるいは支援するっていうのは、学校教育だけではなく、家庭教育においてもそれが基本になるんじゃないかなというふうに思うんですね。そういった意味では、学校が本当に子どもたちが安心

して相談できる環境にあるかとか、ご家庭において、子どもたちが安心して相談できる環境がつくれているかどうか。その先にまた地域ぐるみのっていう部分が出てくるというふうに思うので、相互にその辺りは、子どもの権利条約に立ち返ってしっかりと点検していく必要があるのかなというふうに思いますし、議員がおっしゃるように、日々の取組、環境づくりの中で、しっかりと形成していかなければいけない資質能力ではないかなとも思っておりますので、引き続き、学校、園においてもそういう取組は広げていきたいというふうに思っております。

- 〇議長(牧野 真紀子君) 町長。いいですか、町長。はい。
- **〇町長(長崎 武利君)** 子どもアドボカシーの育成って言いますかね、それにつきましては、いろいろ議員さんよく研究、いろいろ勉強してあるようでございますので、いろんなこう提案をしていただいて、その中でどういう方法でそういったアドボケイトをつくっていくかということを研究していきたいと思います。
- 〇議長(牧野 真紀子君) 大牟田議員。
- **〇議員(7番 大牟田 直人君)** はい。子どもたちがSOSを発しやすい町というのは、大人も SOSを発しやすい町につながるんじゃないかなと思っています。そのためには、子どもたちに はその権利があるよということをまず子どもたち自身、そして、周りの大人たちがしっかり認識 することが必要だと思っています。それで意見を表明していいんだよということを、言葉の力っ て大きくて、何か1個パーンとワードがあると、その考え方にみんな興味を持ってくれるという のがあると思います。その意味でも子どもアドボカシーという言葉というのがすごくキャッチー という言い方はあれですけど、みんなにそういう意識を持ってもらうのに、すごく役立つんじゃ ないかなと思って、この質問をさせていただきました。その子どもの話を聞くとき、先ほど言っ たNHKスペシャルの中でも、NPO法人抱樸の奥田代表さんが言われていましたけど、解決し ようと思わないことっていうのが大切だと言われていました。解決しようと、アドバイスとかし なくていいですよね。支援につなぐときは支援につながないといけないですけど、そんなんこう したほうがいいやんとか大人が言うと、子どもたちはSOSを発せなくなってしまいます。そう いう意味でいろんな人が、そういうことに興味を持って、いろんな話を聞けるような世の中、ま たその子たちが大人になったときも人の話を聞ける、話を聞いてもらい、人の話を聞くという、 その支え合いですね。それが広がる町になってほしいなと思っています。先ほど町長のほうから、 いろいろ検討していくということで話があったと思います。ぜひ今後、また教育長のほうからS OSの出し方についても、今後さらなる研究ということで話があったと思います。ぜひSOSを 出しやすい町というのをみんなでつくっていきましょうということで、私の一般質問を終わりま す。
- 〇議長(牧野 真紀子君) 以上で、一般質問を終わります。

○議長(牧野 真紀子君) お諮りいたします。本会議の会議中、誤読などによる字句、数字等の整理訂正につきましては、会議規則第44条の規定により、議長に委任していただきたいと思いますが、ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

〇議長(牧野 真紀子君) ご異議なしと認めます。

よって、誤読などによる字句、数字の整理訂正は、議長に委任していただくことに決定いたしました。

これをもちまして、本日の日程を終了し、散会いたします。お疲れさまでした。

午前10時48分散会